

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
[全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、信託協会、全国労働金庫協会]

令和元年 11 月
(LIBOR 関連抜粋版)

LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- 英 F C A ベイリー長官が、「2021 年末以降、LIBOR 維持のため、銀行にレート呈示を強制する権限の行使は行わない」旨、表明したことに伴い、LIBOR の公表が 2021 年末以降は恒久的に停止する懸念が高まっている。
- LIBOR は、金利スワップなどのデリバティブ契約で主に用いられているが、企業向けの貸出や社債の発行条件などで使われるケースも多く、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な利用者に利用されているため、備えのない状態で LIBOR の公表が停止された場合、利用者への影響が懸念される。

(信託協会)

- そのため、「2021 年末」という時限を意識した対応が求められるが、金融機関に求められる具体的な対応策の例は以下の通り。
 - ① 取り扱う金融商品・取引のうち、LIBOR を参照しているものの包括的な洗い出し
 - ② LIBOR 参照商品の取引がある顧客に対する説明、契約内容の見直し
 - ③ 金融取引以外で LIBOR を参照している財務・管理会計やリスク管理等の業務の特定
 - ④ システムへの影響調査、及びその結果を踏まえたシステム開発
- 上記の点以外にも対応すべきことは多くあり、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下で、混乱を招かぬよう対応をお願いしたい。金融庁としても、「実践と方針」で触れているとおり、LIBOR からの円滑な移行を図るため、市場全体の取組みを支援していくとともに、金融機関側の移行計画や LIBOR エクスポーチャーの把握調査など、必要なモニタリングを実施していく所存。